



島根県報

平成29年1月13日（金）

第2,868号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	2
地域森林計画の樹立	(森林整備課)	2
地域森林計画の変更	(")	2
保安林の指定の解除	(")	2
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	(審査指導課)	3

【公 告】

平成28年度登録販売者試験の合格者	(薬事衛生課)	3
公共測量の終了	(技術管理課)	4
河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管	(河川課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
都市計画の変更案の縦覧（2件）	(")	5

告 示**島根県告示第8号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成29年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
黒谷 浩史	内科	医療法人くろたに内科クリニック	益田市久城町912-1	平成28年12月28日

島根県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を樹立したので、同法第6条第7項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成29年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦 覧 場 所
隠岐森林計画区 (隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村)	隠岐地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県隠岐支庁農林局

島根県告示第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成29年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦 覧 場 所
斐伊川森林計画区 (松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市)	斐伊川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県東部農林振興センター 島根県東部農林振興センター雲南事務所 島根県東部農林振興センター出雲事務所
江の川下流森林計画区 (浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町)	江の川下流地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林振興センター 島根県西部農林振興センター県央事務所
高津川森林計画区 (益田市、津和野町、吉賀町)	高津川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林振興センター益田事務所

島根県告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
出雲市佐田町一窪田1597-9
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第12号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成29年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
922	益田市東町7番5号 益田市交通安全協会 会長 大畑 護	益田市東町7番5号	益田市交通安全協会 会長 大畑 護	益田市交通安全協会 会長 大塚 博
962	出雲市塩冶有原町二丁目19 出雲市交通安全協会 会長 山代 裕始	出雲市塩冶有原町二丁目19 出雲警察署内	出雲市交通安全協会 会長 山代 裕始	出雲地区交通安全協会 会長 山代 裕始
		出雲市平田町2438-3 出雲警察署広域平田交番内		
		出雲市大社町杵築東57-2 出雲警察署広域大社交番内		

公 告

平成28年度登録販売者試験の合格者を決定したので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の6及び登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）第11条第2項の規定により、次のとおりその受験番号を公告する。

平成29年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

<受験番号>

7	8	10	11	16	18	19	20	25	30	37	42	44
46	50	51	61	63	67	70	93	95	98	100	107	108
109	118	131	133	141	144	148	155	162	173	174	182	186
197	198	200	201	209	211	212	213	220	225	227	233	236

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成28年12月20日に終了した旨島根県益田県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年1月13日

島根県知事 溝口善兵衛

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

2 作業期間

平成28年10月15日から同年12月20日まで

3 作業地域

益田市匹見町澄川地内

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

平成29年1月13日

島根県知事 溝口善兵衛

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

船舶（船舶検査済票番号272-20951） 1隻

F R P 船 3隻

その他附属物 一式

2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1) 場所

一級河川斐伊川水系上追子川（新向島橋下流約30mの左岸、新向島橋北詰及び新上追子橋下）

(2) 日時

平成28年12月13日 8時30分から同日17時00分まで

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 日時

平成28年12月13日 17時00分

(2) 場所

松江市富士見町地内の県有地（松江港馬潟地区）

4 当該工作物を返還するため必要な事項

(1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の提示

(2) 所有者等であることを証明する書類の提示

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒690-0011 松江市東津田町1741番地 1

島根県松江県土整備事務所維持管理部管理課 電話 0852-32-5200

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

雲南市木次町下熊谷1475番1、1475番2、1475番3、1476番1、1477番1、1477番2、1500番1、1502番4

面積 5,145.64平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

株式会社 コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成29年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

浜田都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

浜田市下府町、長沢町、高佐町、黒川町、相生町、竹迫町、杉戸町、野原町、原井町、熱田町、内田町、穂出町、吉地町、西村町及び折居町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び浜田市都市建設部建設企画課

4 縦覧期間

平成29年 1月13日から同月27日まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成29年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

三隅都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

浜田市三隅町折居、三隅町西河内及び三隅町三隅

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び浜田市都市建設部建設企画課

4 縦覧期間

平成29年 1月13日から同月27日まで

(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)